

苫小牧市いじめ防止基本方針

平成29年12月

苫小牧市・苫小牧市教育委員会

苫小牧市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及びいじめ事案への対処（以下「事案対処」という）が重要である。また、こうした取組を進めるに当たっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。更に、これまで起こったいじめの重大事態を教訓に社会全体としていじめの防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

こうしたことから苫小牧市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「苫小牧市いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒との一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第1 いじめの防止等の基本姿勢

1 指針

- (1) 全ての子どもはかけがえのない存在であり、その健やかな成長を妨げるいじめは、絶対許されない。
- (2) いじめの問題を解決するに当たっては、特定の子どもや学校だけではなく、広く社会全体の問題として捉え、学校、保護者、地域がそれぞれの役割を理解し、相互に連携して取り組む。
- (3) 子どもは、自らが安心して安全に生活できる集団・学校・社会を作っていく推進者・当事者であることを自覚し、いじめを絶対に許さない社会の実現に努める。

2 考え方

(1) 市

- ①いじめの防止に関する基本的な方針を定める。
- ②子どもが安心して心豊かに生活できるよう、いじめの防止に向けて必要な啓発を行う。

(2) 教育委員会

- ①本方針に基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を講じる。
- ②いじめの未然防止、早期発見及び事案対処に努め、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援を行うために、相談体制の充実や関係機関の連携を強化するなど必要な体制整備に努める。
- ③学校、教育委員会、有識者等が連携していじめの防止に取り組むための組織を設置する。
- ④各学校のいじめの実態把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、迅速に必要な措置を講じる。
- ⑤いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(3) 学校

- ①児童生徒が心豊かに生活できる環境づくりに努める。
- ②いじめの防止に取り組む組織を設置し、いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。
- ③児童生徒がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。
- ④児童生徒一人一人の実態の把握に努める施策を講じる。
- ⑤保護者や地域に対して、いじめの未然防止に関する啓発を行い、地域と一体となった取組を推進する。

第2 いじめの防止等の取組

1 市

- (1) 本方針を、ホームページや市広報誌等を通じて周知し、いじめの防止に係る啓発に努める。
- (2) 重大事態（法第28条に規定）の報告を受け、市として対処の必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査する。

2 教育委員会

(1) 組織の設置

「苫小牧市いじめ問題対策評議員会」を設置し、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図る。（本組織は、法14条第1項及び第14条第3項に規定される組織ではない。）

(2) 具体的な取組

①教育活動を通じた道徳教育の充実

- ・豊かな心と感性を育む教育や人権教育、情報モラル教育の充実を図る。

②児童生徒への働きかけ

- ・いじめを「しない」「させない」「許さない」心情を育むため、子どもが当事者として主体的にいじめの問題に取り組む事業を実施する。

③いじめ防止の啓発・研修

- ・児童生徒、保護者に対して、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために啓発を行う。
- ・教職員についていじめの問題に関する研修等を行い、いじめに対する理解を深めるとともに、指導力の向上を図るよう努める。

④いじめ相談窓口の周知

- ・いじめの早期発見のため、教育委員会のいじめ相談・通報を受け入れる窓口を学校を通して毎年度全ての児童生徒に周知する。

⑤いじめの的確な実態把握

- ・全小・中学校が実施している定期的ないじめの実態調査を集約し、各学校の実態を把握する。
- ・インターネット上のいじめの問題に関する実態把握に努める。

⑥情報共有

- ・いじめの早期発見・事案対処のため、学校がいじめと認知したケースについては、当該児童生徒のアンケート調査結果等を学校と教育委員会が共有し、指導の状況を把握する。

⑦連携の強化

- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、放課後や休日等に児童生徒が過ごす施設など、学校教育以外を所管する部署と定期的な情報交換を行うよう努める。

⑧学校評価の指導、助言

- ・各学校に対し、学校いじめ防止基本方針の実施状況について学校評価の評価項目に位置付けるよう指示するとともに、その評価結果を踏まえた改善への必要な指導、助言を行う。

⑨学校評価の指導、助言

- ・学校いじめ防止基本方針の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導、助言を行う。

⑩重大事態への迅速な対応

- ・重大事態が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により、市長に報告し、学校と協議し、適切な調査を実施する。

3 学校

(1) 学校いじめ防止基本方針策定

- ①国・北海道・苫小牧市のいじめ防止基本方針を参照し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方針や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。
- ②策定した学校基本方針については、学校のホームページ・学校便り等で公開する。
- ③学校いじめ防止基本方針の内容を必ず入学時・学年度の開始時に資料を配付するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
なお、年度途中の転入等の場合も同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。

(2) いじめの防止に関する組織

- 当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置く。

(3) 具体的な取組

- ①豊かな心と感性を育む教育や人権教育、情報モラル教育を推進する。
- ②児童会や生徒会においては、児童生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう指導する。
- ③学校いじめ防止基本方針の内容を必ず入学時・学年度の開始時に資料を配付するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。また、年度途中の転入等の場合も、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。
- ④定期的にいじめの実態を把握し、適切に対応する。
 - ・年間を通して定期的にいじめに関するアンケート調査、個人面談等を実施する。
なお、アンケート調査の取り扱いについては、平成28年4月26日付け苦教指第58号通知「いじめに係るアンケート調査の調査票等の保管について」に基づき保管する。
 - ・いじめの疑いがあると判断される事例も含めてその状況を的確に把握する。
 - ・学校いじめ防止基本方針等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明確に定めておく。
- ⑤アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施し、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ⑥学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための取組実施状況を学校の年間計画に位置付けて評価し、取組の改善を図る。
- ⑦いじめを行った側の児童生徒に対する指導については、保護者と連携を図るとともに全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行う。
- ⑧いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。
- ⑨いじめの防止のための措置
「発達障害を含む障害のある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に

係る児童生徒」、「被災児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ⑩自校のいじめの実態や対応方針等について、保護者会、学校便り及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、P T Aによるいじめの問題の学習会を開催するなどして、学校と保護者・地域が一体となつたいじめの防止に向けた取組を推進する。
- ⑪いじめの防止について、より実効性の高い取組を実施するために、P D C Aサイクルを学校基本方針に盛り込み、組織的に点検し、必要に応じて見直しを図る。
- ⑫重大事態が発生した場合は、直ちに苫小牧市教育委員会に報告する。

第3 その他

- 1 市は、国や北海道の基本方針見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる。
- 2 教育委員会は、各小・中学校における学校いじめ防止基本方針の点検・見直しの状況を確認する。
- 3 学校は、いじめの防止の取組について、組織的にチェックし、必要に応じて学校基本方針の見直しを図るなどP D C Aサイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。